

## 汚染の除去と汚染拡散防止対策について

### 1 汚染の除去について

- (1) 現場は「有害廃棄物」が大量に投棄された状態であり、「住民の健康被害」の恐れがあるとの認識に立ち、「住民の健康被害の防止」と「安心感の醸成」を第一に、最終形態を「有害廃棄物の除去」と位置付ける。
- (2) 最終形態実現へ要する時間は極力短期間とする。最終形態へ早期に移行することが、「住民の健康被害の防止」と「安心感の醸成」につながる。
- (3) 汚染土壌については、「浄化」する。
- (4) 有害廃棄物の除去完了をもって、現場及び周辺環境の安全性回復の条件が整備されたとする。

### 2 汚染拡散防止策について

- (1) 1の有害産業廃棄物の除去が最終形態であるので、汚染拡散防止策は暫定措置と位置付ける。 汚染拡散防止策を措置した部分についても、特別管理産業廃棄物等は、早期に現場から除去するものとする。
- (2) 汚染拡散防止の対策工事等を実施する場合は、短期間で完成させ、完成後、即時に有害廃棄物の除去に着手する（除去期間：特別管理産業廃棄物は3年程度で除去）
- (3) 汚染拡散防止対策の具体的工法等の検討にあたっては、除去作業に要する期間に見合った工法等を検討する。

### 3 第一回合同検討委員会での提言等とその対応

#### (1) 提言等（抜粋）

##### ① 調査について

- 「・・・まず周りにそういう影響を無くしておさえておいた上で撤去等を考えるのが普通だと思います。ですから本当にしっかり有害物質とかの存在状況等分布等が判っているものであればそれはそれでターゲットに対して直にやっていくのはいいですけど、そうでなければ、まず囲い込んで拡がらないようにした上で撤去するという形とするものですけど、その辺で少し手順が疑問だったものですから質問させていただきました。」
- 「今までの説明からとりますと、それぞれ各県でやってこられた調査がどの程度連携を取られた調査になっていたのかなという感じがありまして、撤去ということをお睨んでいけば岩手県のほうでやられてる、どういったものがどれくらい入ってそれがどういう濃度かというデータが必要でございましょうし、緊急対策ということであれば地下水に関する詳細な調査というものが必要でないかと思いますが、どうも、お互いが少しずつ足りない部分があって・・・」

##### ② 廃棄物の除去等について

- 「それは、生活環境保全上の支障を除去するというふうにありますね。そういう意味で、目標とか達成レベルというものが・・・どの様に理解したらよいのか・・・有害廃棄物を直ちに（除去）と、これも先ほどの達成レベルにも関係するのですが、有害廃棄物というのはどういうことをイメージされているのか、どういう判断をされているのか少しわかりにくい。」

#### (2) 提言内容への対応

##### ① について

除去作業に係る汚染拡散防止対策の必要性・方法について検討するため、地下水等汚染拡散に関する調査を実施する。

##### ② について

直ちに除去する有害廃棄物については、「特別管理産業廃棄物」は直ちに全量除去することとし、それ以外の廃棄物については、分別して、環境再生を実現するのに支障となる廃棄物については、除去対象として検討する。⇒除去のレベルについては、今後、合同検討委員会の提言を得ながら、決定し、現場一体的に取り扱う。